

監査事務局 令和4年度 局運営方針

1. 主な現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により先行きを見通すことが困難な状況の中、さらなる高齢化の進行や、老朽化した公共施設の改修等が見込まれることから、本市の財政状況は、今後ますます厳しくなることが懸念されます。

このため、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的として監査を実施する必要があります。

監査委員の果たすべき役割は、より重要性を増しており、監査機能の向上と体制強化が求められています。

(1) 適正かつ効果的な監査等の実施及び監査技術のスキルアップ

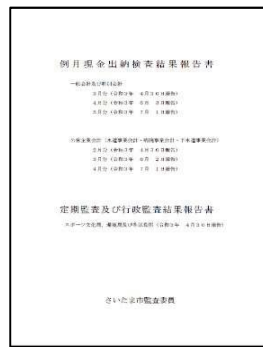
経済性、効率性かつ有効性の視点を考慮するとともに、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案しながら、財務事務の執行等について、適正かつ効果的な監査、検査、審査を実施します。

また、監査等の結果に関しては、議会及び市長等に提出するとともに、事務処理誤りの事例（かんさ通信）を全庁に周知することにより、事務処理誤りの予防に努めます。

さらに、監査技術のスキルアップを図るため、外部機関が主催する研修等に積極的に参加するとともに、国や全国の各都市からの情報収集に努め、専門性の高い職員の育成強化に努めます。



決算審査意見書



例月現金出納検査結果報告書
定期監査及び行政監査結果報告書



かんさ通信

※ 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）、行政監査（地方自治法第199条第2項）、財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）、決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）、例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）、健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）、住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第5項）、内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）等

2. 基本方針・区分別主要事業

適正な事務の執行を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにするため、監査委員及び事務局職員の監査技術のスキルアップを図り、適正かつ効果的な監査等を実施します。

(1) 監査、検査及び審査の実施並びに監査事務の調査、研修等を実施します。

*()内は一般財源

(単位:千円)

No.	区分	事業名	令和4年度	令和3年度	説明	概要掲載ページ
1		監査事務局運営事業 〔監査課〕	9,270 (9,270)	9,225 (9,225)	市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務事業の執行等について監査等を実施	605

3. 見直し事業一覧

(単位：千円)

課名	見直し事業名	見直しの理由及び内容	コスト削減額
監査課	例月現金出納検査結果等報告書印刷部数の見直し	配布先を見直し、印刷部数を削減したため、予算額を縮小する。	△ 4
監査課	コピー機使用料の見直し	過去の実績を踏まえた見直しにより、予算額を縮小する。	△ 9